

山梨の計量年報

平成 25 年度事業

(平成 26 年度版)



山梨県計量検定所

ま え が き

適正な計量制度の確立は、経済の発展や生活の安定・消費者利益の保護を含めた文化の向上に寄与します。

本県においても適正な計量の実施を確保するため、検定・検査等による正確な計量器等の供給、立入検査等による適正な計量器の使用の確保、計量を正しく認識するための計量思想の普及・啓発等を実施しております。

また、計量行政の合理化や民間能力の活用を図るため、平成 22 年度から指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関である一般社団法人山梨県計量協会へ定期検査業務、計量証明検査業務の委託を実施しております。

今後とも皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この計量年報は平成 25 年度に実施しました本県の業務実績をまとめたものです。

本県の計量行政に御理解をいただくための参考資料として御利用いただきたいと思います。

目 次

第1 あらまし	1
1. 沿革	1
2. 所管業務	1
3. 庁舎の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 歳入	3
6. 基準器及び検定・検査設備の保有状況	4
第2 計量関係事業の登録・届出・指定	6
1. 特定計量器の製造事業の届出	6
2. 特定計量器の修理事業の届出	6
3. 特定計量器の販売事業の届出	7
4. 指定製造事業者の指定	7
5. 計量証明事業の登録	7
6. 適正計量管理事業所の指定	8
7. 計量士の登録	8
第3 特定計量器の検定	9
1. 主な特定計量器の有効期間	9
2. 特定計量器の検定実績	10
第4 基準器検査	11
1. 主な基準器の検査有効期間	11
2. 基準器検査実績	12
第5 依頼検査	12
第6 特定計量器の定期検査	13
1. 定期検査実績	13
2. 定期検査に代わる計量士の検査	16
第7 計量証明検査	17
第8 立入検査	18
1. 特定計量器に係る立入検査	18
2. 計量関係事業者への立入検査	18
3. 商品量目立入検査	18
4. 苦情等への対応	18
第9 計量思想の普及啓発等	20
1. 計量記念日事業	20
2. その他	20
巻末資料	
・ 特定計量器製造事業者一覧	21
・ 指定製造事業者一覧	21
・ 特定計量器修理事業者一覧	22
・ 環境計量証明事業者一覧	22
・ 一般計量証明事業者一覧	23
計量検定所案内図	24

第1 あらまし

1.沿革

(1) 計量法の沿革

明治 24年	度量衡法公布
42年	度量衡法改正
昭和 26年	計量法公布（公布日の6月7日が「計量記念日」となった。）
平成 4年	新計量法公布（平成5年11月1日施行。「計量記念日」が11月1日に変更された。）
11年	地方分権一括法の成立、地方自治法及び計量法の一部改正

(2) 計量検定所の沿革

明治 24年	度量衡法公布により、県農商課に度量衡係を設置
25年 12月	山梨県告示第101号により、県庁構内に常置度量衡検定所を設置
36年 12月	山梨県告示第8号により、常置検定所を廃止
37年 1月	山梨県度量衡検定所を設置
大正 4年 4月	恩賜県有林財産課庁舎内に移転
昭和 20年 3月	庁舎火災により、県議会議事堂地下室に移転
21年 4月	県教育庁庁舎内に移転
27年 6月	山梨県告示第132号により、山梨県計量検定所と改称
37年 8月	舞鶴公園内アメリカ駐留軍庁舎跡に移転
39年 6月	甲府市住吉二丁目1番16号 住吉県合同庁舎内に移転
42年 5月	次長制を導入
43年 4月	山梨県行政組織規制施行により、庶務・検定（2係）を設置
55年 4月	山梨県行政組織規則改正により、係制を廃止
平成 2年 4月	指導及び検定検査担当（2担当）を設置
4年 4月	指導、検定及び検査担当（3担当）を設置
11年 4月	指導及び業務課（2課）を設置
12年 3月	山梨県計量法関係手数料等に関する条例公布
21年 1月	笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎内に移転
22年 4月	山梨県行政組織規則改正により、課制を廃止

2.所管業務

当所は、計量法（平成4年5月20日法律第51号。以下「法」という。）の目的である適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として、次の事業を実施しています。

計量関係事業者の登録・届出及び指導

指定製造事業者、適正計量管理事業所等の推進及び指導

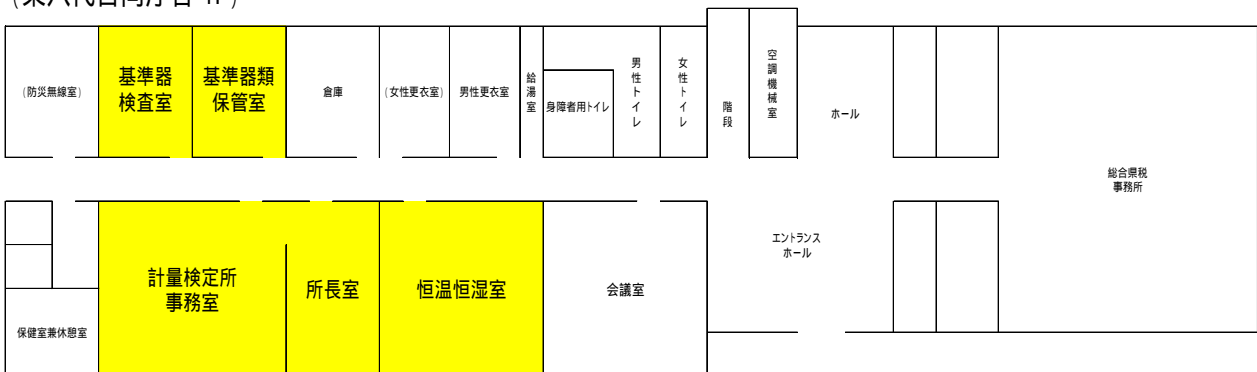
- 計量関係団体及び計量管理の指導・育成
- 計量思想の普及
- 計量に関する統計及び報告
- 特定計量器の検定及び技術指導
- 基準器検査
- 依頼検査
- 公的質量標準供給
- 特定計量器の定期検査業務指導
- 計量証明事業使用特定計量器の検査業務指導
- 計量法に基づく立入検査

なお、甲府市は計量法上の特定市町村（甲府市計量検査所）として、市内における特定計量器定期検査及び立入検査並びに計量思想普及事業等を行っています。

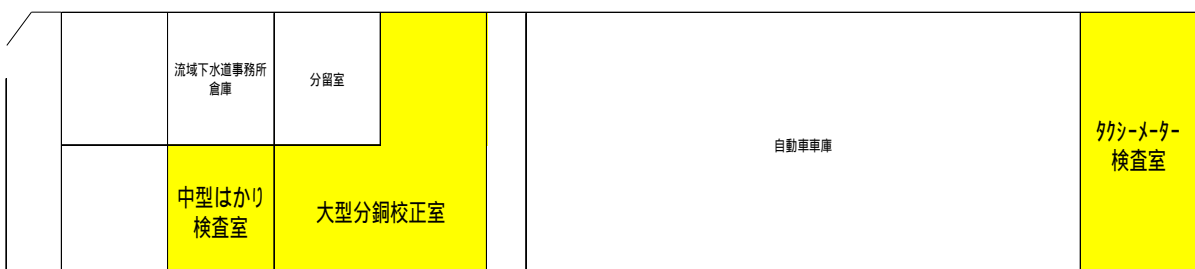
3. 庁舎の概要

敷地（県有地）	10,117.08 m ²
東八代合同庁舎（鉄筋コンクリート3階建）	4,727.96 m ²
所長室・事務室・恒温恒湿室・基準器検査室・基準器類保管室	183.25 m ²
タクシメーター検査室	61.05 m ²
大型分銅校正室	94.325 m ²
中型はかり検査室	30.525 m ²

(東八代合同庁舎 1F)



タクシメーター検査室・大型分銅校正室・中型はかり検査室



4. 職員の配置状況

【職員の配置状況】

平成26年4月1日現在

区分	事務吏員	専門員（事務）	小計	22条職員	合計
所長	1		1		1
次長	1		1		1
計量スタッフ	2	1	3	1	4
計（人）	4	1	5	1	6

5. 歳入

【収入証紙消印実績】

収入科目	平成25年度		平成24年度		平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
	件数	実績額(円)	件数	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)
計量証明事業登録手数料					53,800	53,800		53,800	107,600
計量証明事業の登録証の訂正・再交付手数料	4	7,000	3	5,250	5,250	3,500	1,750	1,750	1,750
計量証明事業の登録簿謄本交付手数料									
計量証明事業の登録簿閲覧手数料									
指定製造事業者検査手数料						426,300			
適正計量管理事業所指定手数料						2,550	2,550		
法第127条第3項の検査手数料						7,400	7,400		
特定計量器検定手数料	1,840	2,208,060	7,131	4,929,310	7,143,370	8,604,710	4,801,650	9,086,920	12,084,150
装置検査手数料	1,214	849,800	1,229	860,300	851,200	842,100	863,100	957,600	1,506,400
基準器検査手数料	58	137,640	39	145,300	27,200	21,200	7,600	280,930	27,660
特定計量器定期検査手数料							1,080,850	1,167,950	1,292,700
依頼検査手数料	7	12,160	11	21,180	29,080	15,040	6,400	6,400	12,160
計量証明検査手数料							337,500	265,000	294,300
登録に関する証明事務手数料	12	4,800	16	6,400	5,600	7,600	5,200	5,200	4,400
その他の証明事務手数料	87	34,800	89	35,600	67,200	99,200	65,200	37,600	49,600
計	3,222	3,254,260	8,518	6,003,340	8,182,700	10,083,400	7,179,200	11,863,150	15,380,720

6. 基準器及び検定・検査設備の保有状況

特定計量器の検定や検査を行うために設備されている主なものは、次のとおりです。

(1) 基準器

種類	型式又は能力	数量
1級基準巻尺	2m	1
タクシメーター装置検査用基準器	Y4型両輪式	1
〃	HRT-1型可搬式	1
基準手動天びん	30kg/200mg	1
〃	5kg/50mg	1
〃	500g/20mg	1
〃	200g/1mg	1
〃	5g/0.1mg	1
基準台手動はかり	20kg	1
直示天びん	200g	1
特級基準分銅	10kg ~ 1mg	1組
1級基準分銅	10kg ~ 1mg	2組
基準ガラス製温度計	-2 ~ 52	2
大型車載燃料油メーター検査装置	基準燃料油メーター	1
液体メーター用基準タンク(燃料油メーター用)	20ℓ	1
〃	18ℓ	1
〃	10ℓ	1
〃	5ℓ	1
〃	2ℓ	1
基準全量フラスコ	10ℓ	1
〃	5ℓ	1
〃	2ℓ	1
基準LPガス用密度計	LS-1 0.5 ~ 0.65g/cm ³	1

(2) 検定・検査設備

種類	型式又は能力	数量
電子台はかり	1,200kg	1
”	1,100kg	1
電子天びん	26.1kg/1mg	1
”	2,300g/0.1mg	1
”	1,109g/0.1mg	1
”	520g/0.01mg	1
”	2,100g/10mg	1
”	210g/0.1mg	1
”	32.2kg/100mg	1
皿手動はかり	10kg	1
”	2kg	2
”	1kg	2
電気抵抗線式はかり(量目取締用)	2.2kg	2
1級実用基準分銅(ステンレス)	10kg	131
”	5kg	11
”	2kg	10
”(真ちゅう)	10kg ~ 1mg	1組
2級実用基準分銅(鋳鉄)	1,000kg	12
”	500kg	96
”(真ちゅう)	1kg ~ 10mg	2組
”(増おもり型)	2kg以下	2組

(3) 車輛

種類	型式又は能力	数量
小型貨物自動車	三菱ランサー 1,500cc	1
”	トヨタサクシード 1,500cc	1
”	ニッサンアトラス 2,000cc	1
フォークリフト	三菱FG25H-2.5t	1

第2 計量関係事業の登録・届出・指定

1. 特定計量器の製造事業の届出（法第40条）

特定計量器の製造事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事を経由して経済産業大臣に届け出ることになっています。

【特定計量器製造事業者数と事業区分】 従たる事業場を除く。 平成26年3月31日現在

事業区分	届出件数	平成25年度	
		新規	廃止
質量計第1類	1		
質量計第2類	1		
分銅等	1		
水道メーター第1類	1		
水道メーター第2類	1		
自動車等給油メーター			
定置燃料油メーター等			
微流量燃料油メーター	1		
排ガス積算体積計等	1		
排水積算体積計等	1		
圧力計第1類	2		
圧力計第2類	1		
濃度計第1類	2		
計(事業者実数)	13(6)		

事業者一覧は巻末資料を参照

2. 特定計量器の修理事業の届出（法第46条）

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事に届け出ることになっています。

【特定計量器修理事業者数と事業区分】 平成26年3月31日現在

事業区分	届出件数	平成25年度	
		新規	廃止
タクシメーター	4		
質量計第1類	3		
質量計第2類	1		
自重計	6		
自動車等給油メーター	1		
小型車載燃料油メーター	1		
大型車載燃料油メーター	1		
濃度計第2類	1		
濃度計第3類	1		
計(事業者実数)	19(14)		

事業者一覧は巻末資料を参照

3. 特定計量器の販売事業の届出（法第 51 条）

特定計量器の販売事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事に届け出ることになっています。

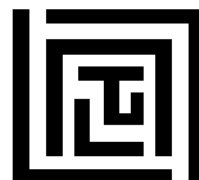
【特定計量器販売事業者数と事業区分】

平成26年3月31日現在

事業区分	届出件数	平成25年度	
		新規	廃止
質量計	132	1	1

4. 指定製造事業者の指定（法第 90 条）

届出製造事業者の申請により、一定水準以上の品質管理能力を有すると経済産業大臣に認められた者は、省令で定める事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに指定製造事業者の指定を受けることができます。指定を受けた事業者は、製造した特定計量器について、公的機関の検定に代えて技術基準に基づく自主検査により基準適合証印を付すことができます。



基準適合証印

【指定製造事業者数と事業区分】

平成26年3月31日現在

事業区分	指定件数	平成25年度	
		新規	廃止
微流量燃料油メーター	1		
濃度計第1類	1		
計(事業者実数)	2(2)		

事業者一覧は巻末資料を参照

5. 計量証明事業の登録（法第 107 条）

計量証明の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、その事業所ごとに所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

【計量証明事業者数と事業区分】

平成26年3月31日現在

事業区分	登録件数	平成25年度	
		新規	廃止
長さに係る計量証明			
質量に係る計量証明	24		1
面積に係る計量証明			
体積に係る計量証明			
熱量に係る計量証明			
濃度に係る計量証明	16		
音圧レベルに係る計量証明	6		1
振動加速度レベルに係る計量証明	5		
計(事業者実数)	51(40)		2(2)

事業者一覧は巻末資料を参照

6. 適正計量管理事業所の指定（法第 127 条）

特定計量器を使用する工場及び店舗等のうち、当該計量器を検査するための設備を有し、計量士のもとで計量器の精度等の維持管理を行い、適正な計量の実施を確保する体制が整っている事業所は、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができます。指定を受けた事業所は、自主的に適正な計量管理を実施することから、公的機関の定期検査が免除され、自社 PR のための標識を掲げることができます。



【適正計量管理事業所数と使用する特定計量器数】

平成26年3月31日現在

事業所名	指定事業所数		使用する特定計量器数		指定者
	県管轄	特定市	県管轄	特定市	
日本郵政（株）	-	1	-	2	山梨県知事
日本郵便（株）	224	44	325	82	〃
パナソニックファクトリーソリューションズ（株）	1	-	79	-	〃
日本通運（株）東京支店	2	-	2	-	〃
日本通運（株）東京航空支店	-	1	-	20	〃
パナソニックデバイス山梨（株）	1	-	44	-	〃
ユニー（株）	3	-	94	-	〃
計	231	46	544	104	〃

(特定市 = 甲府市)

7. 計量士の登録（法第 122 条）

計量士は、計量器の検査やその他の計量管理を適確に行うため必要な知識経験を有する者として法に定められた資格で、その業務を行うには、都道府県知事を経由して経済産業大臣の登録を受ける必要があります。

【計量士数と区分】

平成26年3月31日現在

区分	登録件数		
		新規(平成25年度)	
一般計量士	17		
環境計量士	濃度	76	3
	騒音・振動	39	
計(実人数)	132(98)	3(3)	

第3 特定計量器の検定（法第16条）

取引又は証明用に使用する特定計量器は検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができません。

この検定は、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び指定検定機関の(財)日本品質保証機構がそれぞれ実施していますが、一般に使用される特定計量器については、都道府県知事が行っています。(法第70条)

検定に際しては、法で定める一定の条件（構造・器差）に適合したものを合格とし、合格した計量器には検定証印を付しています。(法第72条)

装置検査はタクシメーターについて行う検査で、検定と同様にこれに合格したものでなければ使用することはできません。合格したタクシメーターには装置検査証印を付しています。(法第75条)

なお、特定計量器は、計量検定所に持ち込み受検するのが原則ですが、運搬困難なもの等については、特定計量器の所在場所で検定を行っています。



検定証印



装置検査証印

1. 主な特定計量器の有効期間

検定等の有効期間が定められている主な特定計量器は、次のとおりであり、この期間が過ぎたものは、取引又は証明に使用することはできません。

【主な特定計量器の検定有効期間】

特定計量器の種類	有効期間	備 考
タクシメーター(装置検査)	1年	
ガスメーター	10年	総発熱量が1m ³ につき90メガジュール未満で使用最大流量が16m ³ 毎時以下のもの
	10年	総発熱量が1m ³ につき90メガジュール以上で使用最大流量が6m ³ 毎時以下のもの
	7年	上記以外のもの
水道メーター	8年	
燃料油メーター	7年	自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって給油取扱所に設置するもの
	5年	上記以外のもの
液化石油ガスメーター	4年	
ガラス電極式水素イオン濃度計	6年	指示計
	2年	検出器
騒音計	5年	
振動レベル計	6年	

なお、タクシメーター・燃料油メーター・液化石油ガスメーターの合格器物には、次の有効期限表示ラベルを貼付しています。

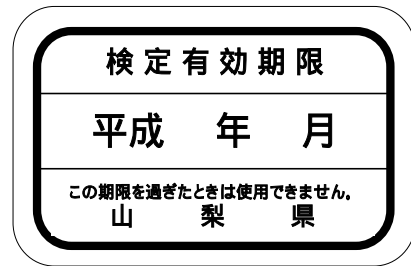
(表)



(裏)



タクシメーター用



燃料油メーター用
液化石油ガスメーター用

2. 特定計量器の検定実績

【平成25年度 特定計量器の検定実績】

	検定数			不合格数	不合格率 (%)	検定手数料 (円)	
	製造	修理	計				
タクシメーター(装置)		1,214	1,214	59	4.86%	849,800	
質量計	電気抵抗線式はかり		2	2	0	0.00%	30,300
	手動てんびん			0			
	等比皿手動はかり			0			
	その他の手動式はかり		2	2	1	50.00%	1,120
	ばね式はかり			0			
	手動指示併用はかり			0			
	その他の指示はかり			0			
	分銅			0			
	定量増おもり			0			
	計	0	4	4	1	25.00%	31,420
体積計	自動車等給油メーター		467	467	0	0.00%	961,850
	小型車載燃料油メーター		116	116	0	0.00%	241,850
	大型車載燃料油メーター		49	49	0	0.00%	151,750
	簡易燃料油メーター			0			
	定置燃料油メーター			0			
	水道メーター	86		86	0	0.00%	121,400
	液化石油ガスメーター	1	6	7	0	0.00%	44,300
	微流量燃料油メーター	1,111		1,111	0	0.00%	655,490
	計	1,198	638	1,836	0	0.00%	2,176,640
合計	1,198	1,856	3,054	60	1.96%	3,057,860	

【特定計量器の検定実績の推移】

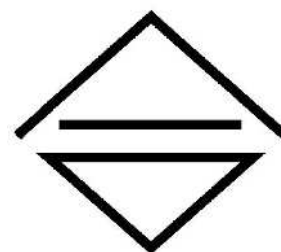
年 度	検 定 数			不合格数	不合格率 (%)	検定手数料 (円)
	製造	修理	計			
平成20年度	12,267	2,164	14,431	205	1.42	10,044,520
平成21年度	3,923	2,387	6,310	114	1.81	5,664,750
平成22年度	11,003	2,152	13,155	311	2.36	9,446,810
平成23年度	9,355	1,900	11,255	283	2.51	7,994,570
平成24年度	6,784	1,576	8,360	171	2.05	5,789,610

第4 基準器検査（法第102条）

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられているほか、特定計量器の製造・修理事業者等が事業を行ううえで必要な設備として使用されるため、高い精度が要求され、種類ごとに有効期間が定められています。（基準器検査規則第21条）

また、基準器検査は経済産業大臣や都道府県知事等が実施していますが、次のものについては、都道府県知事が実施しています。（計量法施行令第25条、基準器検査規則第4条・第5条）

基準器検査に合格した計量器には、基準器検査証印を付しています。



基準器検査証印

1. 主な基準器の検査有効期間

【主な基準器の検査有効期間】

基準器の種類		有効期間	備 考
長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器	4年	
質量基準器	(1) 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅	1年	
	(2) (1)に掲げるもの以外の基準分銅	5年	(特級基準分銅を除く。)
	(3) (1)又は(2)に掲げる以外のもの	3年	・ひょう量が2t以下の基準手動天びん又は基準直示天びんであって目量又は感量がひょう量の1/4000以上のもの ・ひょう量が5t以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の1/20000以上のもの
体積基準器	液体メーター用基準タンク	5年	全量が25 L 未満（燃料油メーター用）
		8年	全量が1,000 L 未満（水道メーター用）

2. 基準器検査実績

【平成25年度 基準器検査実績】

基準器の種類	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
タクシメーター装置検査用基準器	1	0	0.00	13,400
二級基準分銅	23	0	0.00	14,720
三級基準分銅	27	0	0.00	14,320
液体メーター用基準タンク	7	1	14.29	95,200
計	58	1	1.72	137,640

【基準器検査実績の推移】

	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
平成20年度	47	1	2.13	280,930
平成21年度	45	0	0.00	7,600
平成22年度	92	0	0.00	21,200
平成23年度	2	0	0.00	27,200
平成24年度	73	0	0.00	145,300

第5 依頼検査

事業者等の申請に基づき、分銅（1t 以下の实用基準分銅又はこれに準ずる性能を有する分銅）の誤差について、1級～3級基準分銅の基準器公差に対する適合検査をしています。

【平成25年度 依頼検査実績】

種別	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
1級	3	0	0.00	9,600
2級	4	0	0.00	2,560
3級				
計	7	0	0.00	12,160

【依頼検査実績の推移】

年度	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
平成20年度	2	0	0.00	6,400
平成21年度	2	0	0.00	6,400
平成22年度	20	0	0.00	15,040
平成23年度	33	0	0.00	29,080
平成24年度	11	0	0.00	21,180

第6 特定計量器の定期検査（法第19条）

取引又は証明に使用される質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）は、都道府県又は特定市町村が行う定期検査を受けるよう計量法で規定されています。定期検査の実施周期は2年に1回と定められており、平成25年度に県では富士吉田市、都留市、山梨市（旧山梨市）、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市（旧竜王町・旧敷島町）、上野原市（旧上野原市）、甲州市（旧塩山市）、中央市（旧田富町・旧玉穂町）、昭和町、小菅村、丹波山村について実施しました。

定期検査には集合検査と所在場所検査があり、ひょう量が250kgを超えるものや建物に固定されているなど集合検査を受けられないはかりについては、計量器の所在場所で検査を実施しています。

なお、検査に合格した計量器には消費者にもよく分かるよう合格シールを貼り、不合格の計量器については、検定証印を抹消し不合格理由書を交付するとともに、修理・廃棄等の事後処理について報告させています。



合格シール



不合格シール

1. 定期検査実績 平成22年度から（一社）山梨県計量協会へ委託しています。

【平成25年度 定期検査実績（地区別）】

区 分		受検戸数	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査日数
集 合 検 査	富士吉田市	117	325	0	0.00	4
	都留市	78	195	0	0.00	3
	山梨市(旧山梨市)	96	270	1	0.37	5
	大月市	64	187	0	0.00	4
	韮崎市	89	296	1	0.34	3
	南アルプス市	402	904	2	0.22	12
	甲斐市(旧竜王町・旧敷島町)	36	103	0	0.00	2
	上野原市(旧上野原町)	63	160	0	0.00	5
	甲州市(旧塩山市)	71	191	0	0.00	4
	中央市(旧田富町・旧玉穂町)	14	55	0	0.00	2
	昭和町	29	84	1	1.19	1
	小菅村	17	31	0	0.00	1
	丹波山村	14	18	0	0.00	1
	対象地区外	6	11	0	0.00	
	計	1,096	2,830	5	0.18	47
所在場所検査		20	78	0	0.00	14
合 計		1,116	2,908	5	0.17	61

【平成25年度 定期検査実績(能力別)】

		集合検査		所在場所検査		合 計		
		検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	
指示はかり	直線目盛		12	0			12	0
	直線目盛 以外のはかり又は 電気式はかり	100kg以下	1,475(225)	3	24(10)	0	1,499(235)	3
		250kg以下	100(87)	2	9(8)	0	109(95)	2
		500kg以下	1(0)	0	2(2)	0	3(2)	0
		1t以下						
		2t以下			1(1)	0	1(1)	0
		5t以下			1(1)	0	1(1)	0
		10t以下						
		20t以下			1(1)	0	1(1)	0
		30t以下			1(1)	0	1(1)	0
		40t以下			8(8)	0	8(8)	0
		50t以下			1(1)	0	1(1)	0
	50t超							
手動指示併用はかり		28	0			28	0	
手動はかり	棒はかり							
	手動 天びん	1万分の1未満	1	0			1	0
		1万分の1以上						
	皿手動 はかり	等比皿手動	3	0			3	0
		不等比皿手動	62	0			62	0
	台手動 はかり	100kg以下	86	0			86	0
		250kg "	34	0			34	0
		500kg "			1	0	1	0
		1t "			3	0	3	0
		2t "						
		5t "						
		10t "						
		20t "						
30t "				1	0	1	0	
40t "								
50t "								
50t超								
計		1,802(312)	5	53(33)	0	1,855(345)	5	
分銅		145	0			145	0	
定量おもり		10	0			10	0	
定量増おもり		873	0	25	0	898	0	
計		1,028	0	25	0	1,053	0	
合 計		2,830(312)	5	78(33)	0	2,908(345)	5	

()は電気式はかりの検査数で内数

【平成25年度 定期検査実績(器種別)】

器種	検査数	不合格数	不合格率 (%)	不合格の主な理由						
				器差	四隅	感じ	目盛	併用	構造	零点
電気抵抗線式はかり	344	2	0.58	2						
誘電式はかり										
電磁式はかり										
その他の電気式はかり	1	0	0.00							
手動天びん	1	0	0.00							
等比皿手動はかり	3	0	0.00							
棒はかり										
その他の手動式はかり	187	0	0.00							
ばね式はかり	1,279	3	0.23	2						1
手動指示併用はかり	28	0	0.00							
その他の指示はかり	12	0	0.00							
分銅	145	0	0.00							
定量おもり	10	0	0.00							
定量増おもり	898	0	0.00							
計	2,908	5	0.17	4	0	0	0	0	0	1

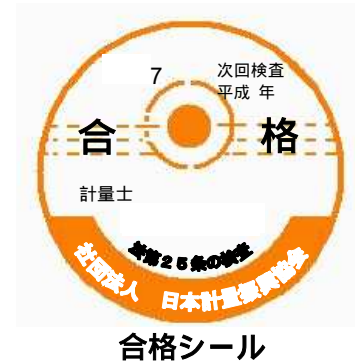
【定期検査実績の推移】

	検査戸数	検査数	不合格数	不合格率(%)
平成20年度	856	2,688	26	0.97
平成21年度	953	2,893	7	0.24
平成22年度	900	2,682	6	0.22
平成23年度	987	2,904	10	0.34
平成24年度	868	2,450	15	0.61

2. 定期検査に代わる計量士の検査（法第 25 条）

この事業（以下「代検査」という。）を行おうとする計量士は、検査を行う場所を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならないことになっています。

また、商店・事業所等は、使用する計量器について代検査を受けた旨の届出書を都道府県知事又は特定市町村の長に提出すれば、法第 19 条の定期検査受検義務が免除されます。



合格シール

【平成25年度 定期検査に代わる計量士の検査実績】

特定計量器の種類	検査数	不合格数	不合格率 (%)	不合格の主な理由						
				器差	四隅	感じ	目盛	併用	構造	零点
電気抵抗線式はかり	531	3	0.56	3						
誘電式はかり	2	0	0.00							
電磁式はかり	81	0	0.00							
その他の電気式はかり										
手動天びん										
等比皿手動はかり	1	0	0.00							
棒はかり										
その他の手動はかり	10	0	0.00							
ばね式はかり	66	0	0.00							
手動指示併用はかり	3	0	0.00							
その他の指示はかり	2	0	0.00							
分銅										
定量おもり										
定量増おもり										
計	696	3	0.43	3	0	0	0	0	0	0

【定期検査に代わる計量士の検査実績の推移】

	検査数	不合格数	不合格率 (%)
平成20年度	856	3	0.35
平成21年度	492	3	0.61
平成22年度	739	1	0.14
平成23年度	865	6	0.69
平成24年度	740	7	0.95

第7 計量証明検査（法第116条）

計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器（質量計、濃度計、騒音計、振動レベル計）は、都道府県知事が行う検査を受けるよう計量法で規定されています。検査の実施周期は、質量計は2年に1回、騒音計・濃度計・振動レベル計は3年に1回と定められています。

なお、定期検査と同様に計量士による検査を受けた場合、計量士による検査を行った旨の届出書を都道府県知事に提出すれば受検義務が免除されます。

【平成25年度 計量証明検査実績】

区分			県による検査(計量証明検査)				計量士による検査(法第120条)			
			事務所数	検査数	不合格数	不合格率(%)	事務所数	検査数	不合格数	不合格率(%)
一般	質量計	電気式はかり	10	9	0	0.00				
		手動式はかり		1	0	0.00				
		指示はかり								
環境	騒音計	普通								
		精密								
		ガラス電極式水素イオン濃度指示計				4	4	0	0.00	
		化学発光式窒素酸化物濃度計								
		ジルコニア式酸素濃度計								
		非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計				1	1	0	0.00	
		磁気式酸素濃度計				1	1	0	0.00	
	振動レベル計				1	1	0	0.00		
計			10	10	0	0.00	7(6)	7	0	0.00

()内は実数

第8 立入検査（法第148条）

1. 特定計量器に係る立入検査

定期検査の対象とならない検定有効期間のある特定計量器については、台帳および調査表を基に、有効期限切れの特定計量器を使用していると思われる市町村や事業所等への立入検査を実施し、不適正特定計量器の排除に努めています。

平成25年度については次のとおり実施しました。

- ・対象特定計量器 石油ガスメーター
- ・実施地区 特定計量器定期検査と同一地域
- ・実施時期 平成26年3月5日～平成26年3月17日(4日間)
- ・立入検査事業所 8事業所
- ・不適正事業所数 0事業所
- ・検査計量器数 4,790個
- ・不適正計量器数 0個

2. 計量関係事業者への立入検査

特定計量器の製造・修理事業者や計量証明事業者、適正計量管理事業所等について、定期的に事業場への立入検査を実施し、適正な計量の実施が確保されるよう指導を行っています。

3. 商品量目立入検査

全国的に販売・消費されている商品や消費生活関連物資で、消費者保護の観点から量目公差（量目誤差の許容範囲）を課すことが適当である商品は、特定商品として計量法で定められています。中元時期及び年末・年始時期に全国一斉量目取締りの一環として、スーパーマーケットや中小小売店等に立入検査を実施し、違反者に対しては是正のための指導を行い特定商品が適正に販売されるよう努めています。

【平成25年度 商品量目立入検査実績】

実施期間	実施地区	検査店舗数	違反店舗数
中元時期 平成25年7月22日～平成25年7月31日 (6日間)	南アルプス市、甲斐市、上野原市、 中央市、昭和町、小菅村、丹波山村	11	4
年末・年始時期 平成25年11月25日～平成25年12月17日 (6日間)	富士吉田市、都留市、山梨市、大月 市、韮崎市、甲州市	11	5

詳細は次ページを参照

4. 苦情等への対応

一般県民（消費者）から寄せられる苦情申し立てや他の行政機関から提供される情報に対して、内容の調査のために随時立入検査を実施し、必要に応じて指導を行っています。

【平成25年度 商品量目立入検査実績】

商品分類	項目	検査戸数	不適正		検査数	検査結果の内訳				量目不足の主な原因		
			戸数	同率(%)		ガイドラインに定める過量	正量	量目不足		風袋量の無視・軽視	乾燥等の自然減量	その他
								個数	同率(%)			
特定商品	食肉	22	2	9.1	310	8	290	12	3.9	12	0	0
	食肉の加工品	4	0	0.0	25	0	25	0	0.0	0	0	0
	魚介類	14	1	7.1	175	0	165	10	5.7	10	0	0
	魚介類の加工品	12	0	0.0	90	1	89	0	0.0	0	0	0
	野菜	20	4	20.0	235	0	223	12	5.1	0	6	6
	野菜の加工品	1	0	0.0	5	0	5	0	0.0	0	0	0
	農産物の漬物	1	0	0.0	5	0	5	0	0.0	0	0	0
	果実	2	0	0.0	10	0	10	0	0.0	0	0	0
	果実の加工品											
	調理食品	1	0	0.0	10	0	10	0	0.0	0	0	0
	つくだに	2	0	0.0	10	0	10	0	0.0	0	0	0
	その他の調理食品	18	2	11.1	235	2	212	21	8.9	10	6	5
	茶類	1	0	0.0	5	0	5	0	0.0	0	0	0
	菓子類											
	精米及び精麦	2	0	0.0	15	0	15	0	0.0	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)	2	1	50.0	15	0	13	2	13.3	0	0	2
	穀類(豆類及び粉類)の加工品	2	0	0.0	9	4	5	0	0.0	0	0	0
	めん類	8	1	12.5	70	0	69	1	1.4	0	0	1
	調味料類	1	0	0.0	10	0	10	0	0.0	0	0	0
	その他											
	食品											
	非食品											
	非特定商品											
計		113	11	9.7	1,234	15	1,161	58	4.7	32	12	14

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正				検査件数	不適正		不適正事業者の措置		
				戸数		同率(%)			件数	同率(%)	現場での口頭注意	文書等による指導	勧告法第15条
		延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数						
12	24	113	22	11	9	9.7	40.9	1,234	58	4.7	2	7	0

第9 計量思想の普及啓発等

1. 計量記念日事業

< 甲府駅前街頭キャンペーン（平成25年10月31日） >

「正しくはかること」について広く県民に知っていただくため、（一社）山梨県計量協会と連携し、計量記念日（11月1日）及び計量強化月間（11月）に合わせて甲府駅前でパンフレット・布メジャー等を配布しました。



【甲府駅前街頭キャンペーン】

2. その他

(1) 主任計量者講習会・認定試験

一般計量証明事業の登録要件である「計量証明に必要な知識経験を有する者（主任計量者）」に係る講習会及び認定試験を平成25年6月26日・平成26年3月12日に実施しました。

(2) 特定計量器の定期検査に係る事務打合せ

定期検査を円滑かつ適切に実施するため、委託先である（一社）山梨県計量協会及び該当市町村の事務担当者と平成25年7月18日（平成25年度後期分）・平成26年2月3日（平成26年度前期分）に打ち合わせを行いました。

(3) タクシーメーター装置検査有効期間満了に伴う集中検査打合せ

県内A・B両地区約1,200台のタクシーの装置検査を集中して実施するため、県タクシー協会及びタクシーメーター修理事業者と平成25年10月18日に打ち合わせを行いました。

巻末資料

【特定計量器製造事業者一覧】

平成26年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所 (事業所の所在地)	事業の区分
(株)フルヤテクニカ	404-0041	甲州市塩山千野508	圧力計第1類 圧力計第2類
富士電機(株) 生産統括本部 東京事業所 機器生産センター 双葉分室	210-0856 407-0105	神奈川県川崎市川崎区 田辺新田1番1号 (甲斐市下今井732番地)	濃度計第1類
横河マニユファクチャリング(株)	180-0006 400-0057	東京都立川市栄町6-1-3 (甲府市高室町155)	濃度計第1類 排ガス積算体積計等 排水積算体積計等 水道メーター第1類 水道メーター第2類
(株)山梨オーバル	400-0806	甲府市善光寺一丁目27-25	微流量燃料油メーター
(従たる事業場) (株)タツノ	108-8520 400-0046	東京都港区芝浦二丁目12番13号 (甲府市下石田二丁目21番25号)	自動車等給油メーター 大型車載燃料油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
(従たる事業場) トキコテクノ(株)	230-0051 400-0304	神奈川県横浜市鶴見区中央 三丁目9番27号 (南アルプス市吉田1000)	自動車等給油メーター 大型車載燃料油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
ティアックマニユファクチャリング ・ソリューションズ(株)	198-0024 403-0004	東京都青梅市新町8-10-12 (富士吉田市下吉田3041-2)	圧力計第1類
(株)計測技術管理センター	406-0801	笛吹市御坂町成田2722-1	質量計第1類 質量計第2類 分銅等

【指定製造事業者一覧】

平成26年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所 (事業所の所在地)	事業の区分
富士電機(株) 生産統括本部 東京事業所 機器生産センター 双葉分室	210-0856 407-0105	神奈川県川崎市川崎区 田辺新田1番1号 (甲斐市下今井732番地)	濃度計第1類
(株)山梨オーバル	400-0806	甲府市善光寺一丁目27-25	微流量燃料油メーター

【特定計量器修理事業者一覧】

平成26年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所(事業所の所在地)	事業の区分
山梨トヨタ自動車(株)	400-0034	甲府市宝一丁目21番29号	タクシメーター
甲斐日産自動車(株)	400-0845	甲府市上今井町706番地	タクシメーター
碓井自動車(株)	400-0032	甲府市中央二丁目10番16号	タクシメーター
(有)松山電工社	403-0016	富士吉田市松山四丁目3番3号	タクシメーター、自重計
(株)協立商会	157-0064 400-0851	東京都世田谷区給田三丁目26番19号 (甲府市住吉三丁目26-17)	質量計第1類 質量計第2類
東芝テックソリューションサービス(株)	135-0042 400-0828	東京都江東区木場五丁目8番40号 (甲府市青葉町20-7)	質量計第1類
協和自動車工業(有)	400-0034	甲府市宝一丁目31番6号	自重計
(株)稲葉工業	409-2214	南巨摩郡南部町塩沢120番地	自重計
(株)高石自動車	400-0405	南アルプス市下宮地御崎北388番地	自重計
いすゞ自動車首都圏(株)	156-0057 409-3853	東京都世田谷区上北沢五丁目11番1号 (中巨摩郡築地新居751-28)	自重計
(有)塩山車検センターサービス	404-0036 400-0813	甲州市塩山熊野993 (甲府市向町507-1)	自重計
甲府タカヤマ環境計量(株)	400-3800	中央市流通団地1-6-1	濃度計第2類 濃度計第3類
(株)テラオカ	108-0014 400-0053	東京都港区芝四丁目4番13号 (甲府市大里町936-1)	質量計第1類
マルネン(株)	101-0062 400-0414	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地 (南アルプス市百々1841-1)	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター

【環境計量証明事業者一覧】

平成26年3月31日 現在

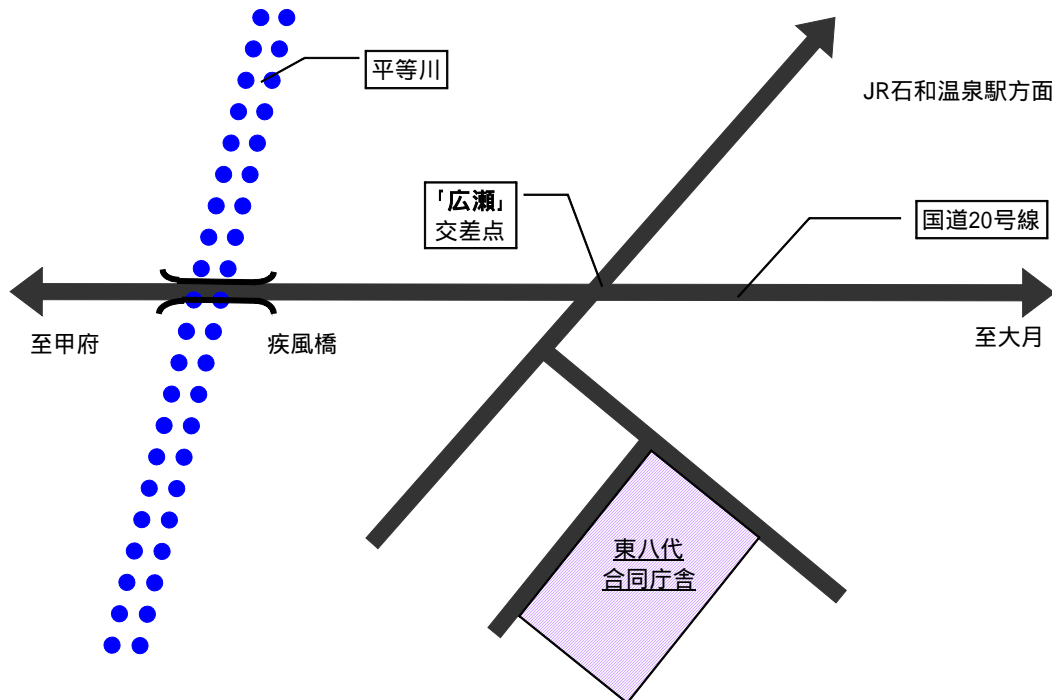
氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所(事業所の所在地)	事業の区分
(株)環境計量センター	421-0113 400-0415	静岡県静岡市駿河区下川原一丁目15番15号 (南アルプス市宮沢129-1)	濃度に係る計量証明の事業
甲府タカヤマ環境計量(株)	409-3800	中央市流通団地1-6-1	濃度に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業
(株)山梨県環境科学検査センター	400-0111	甲斐市竜王新町2277-12	濃度に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(有)韮崎環境メンテナンスサービス	407-0024 407-0031	韮崎市本町二丁目2番47号 (韮崎市龍岡町若尾新田848番地)	濃度に係る計量証明の事業
(株)メイキョー	400-0047	甲府市徳行二丁目2番38号	濃度に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(有)山梨環境分析センター	402-0045	都留市大幡1110番地	濃度に係る計量証明の事業
環境公害分析センター(有)	400-0828	甲府市青葉町4番9号	音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(財)山梨県下水道公社	406-0046	笛吹市石和町東油川字北畑417	濃度に係る計量証明の事業
中央環境理研(株)	400-0306	南アルプス市小笠原6	濃度に係る計量証明の事業
(株)アセラ	400-0826	甲府市西高橋町156番地	濃度に係る計量証明の事業
(株)アサノ大成基礎エンジニアリング	113-0022 409-0112	東京都台東区北上野二丁目8番7号 (上野原市上野原8154-59)	濃度に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(株)環境管理コンサルタント	400-0056	甲府市堀之内町45番地1	濃度に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(株)小泉	167-0051 409-1501	東京都杉並区荻窪4-32-5 (北杜市大泉町西井出字石堂824)	濃度に係る計量証明の事業
(株)環境技術センター	101-0052 403-0005	東京都千代田区神田小川町一丁目8番地 (富士吉田市上吉田5993-1)	濃度に係る計量証明の事業
(一社)山梨県食品衛生協会	400-0043	甲府市国母六丁目5番1号	濃度に係る計量証明の事業
(株)AKI研究所	406-0034	笛吹市石和町唐柏695-1	濃度に係る計量証明の事業
(株)オリエンタルコンサルタンツ	409-0112	上野原市上野原8154-59	濃度に係る計量証明の事業

【一般計量証明事業者一覧】

平成26年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所(事業所の所在地)	事業の区分
(株)河西金属商事	409-3866 409-3853	中巨摩郡昭和町西条485番地 (中巨摩郡昭和町築地新居743-1番地)	質量に係る計量証明の事業
(株)若尾忠男商店	400-0031	甲府市丸の内三丁目10番18号	質量に係る計量証明の事業
(株)中澤	400-0221	南アルプス市在家塚1235番地	質量に係る計量証明の事業
甲州砕石(株)初狩鉱業所	401-0021	大月市初狩町下初狩151番地	質量に係る計量証明の事業
日東金属(株)	400-0815	甲府市国玉町910番地1	質量に係る計量証明の事業
(株)山紙	400-0843	甲府市東下条町290番地	質量に係る計量証明の事業
(株)甲府ガスセンター	144-0053 409-3853	東京都大田区蒲田本町一丁目2番5号 (中巨摩郡昭和町築地新居917番地1)	質量に係る計量証明の事業
(株)宮入バルブ製作所	104-0061 400-0206	東京都中央区銀座西一丁目2番地 (南アルプス市六科1588番地)	質量に係る計量証明の事業
(有)田丸	402-0001	都留市田野倉千の宮145番地	質量に係る計量証明の事業
(有)土橋商店	405-0018	山梨市上神内川455-1番地	質量に係る計量証明の事業
(株)河西金属商事	409-3866 409-3853	中巨摩郡昭和町西条485番地 (中巨摩郡昭和町築地新居1669-10番地)	質量に係る計量証明の事業
福田三商(株)	457-0071 400-0047	愛知県名古屋南区千竈通二丁目14番地1 (甲府市徳行二丁目15番地13号)	質量に係る計量証明の事業
第一石産運輸(株)	102-0072 402-0005	東京都千代田区飯田橋二丁目2番1号 (都留市四日市場1212番地)	質量に係る計量証明の事業
日東建設(株)	400-0025 400-0212	甲府市朝日二丁目13番4号 (南アルプス市下今諏訪1531-1)	質量に係る計量証明の事業
桑原重機(株)	403-0005	富士吉田市上吉田2453-1	質量に係る計量証明の事業
(株)田丸	406-0034	笛吹市石和町唐柏811-2	質量に係る計量証明の事業
(株)山梨商事	404-0036 407-0022	甲州市塩山熊野1217-1 (韮崎市水神1-10-35)	質量に係る計量証明の事業
(有)山梨紙業	400-0203	南アルプス市徳永1594-1	質量に係る計量証明の事業
高野産業(株)	407-0006	韮崎市下祖母石2278	質量に係る計量証明の事業
(有)西本商店	402-0054	都留市田原二丁目3-23	質量に係る計量証明の事業
(有)峡南環境サービス	400-0501 400-0414	南巨摩郡富士川町青柳町3492 (南アルプス市戸田916-18)	質量に係る計量証明の事業
(株)芦沢建設運輸	404-0036 409-1306	甲州市塩山熊野261-1 (甲州市勝沼町山847)	質量に係る計量証明の事業
(有)山梨カレット	400-0211 400-0203	南アルプス市上今諏訪1323 (南アルプス市徳永1685-13)	質量に係る計量証明の事業
鈴健興業(株)	406-0812	笛吹市御坂町下黒駒1602-8	質量に係る計量証明の事業

計量検定所（案内図）



山梨の計量年報

平成 25 年度事業
(平成 26 年度版)

山梨県計量検定所
〒406-0035 笛吹市石和町広瀬 785
TEL 055-261-9130 FAX 055-261-9132

[ホームページ URL]
<http://www.pref.yamanashi.jp/keiryu/index.html>
